# 平成３０年度　事業計画

## 運 営 方 針

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変容、地域住民同士のつながりの希薄化等に伴い、社会福祉を取り巻く状況は変化しており、地域の課題・問題点は多様化しております。こうした中、国は、地域住民誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を推進する団体として社会福祉協議会に求められる役割と期待はますます大きくなってきます。こうした状況の下、現況の社会福祉を取り巻く環境を適切に把握するとともに、地域住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関との連携を図り、地域福祉の課題解決に向けた基盤づくりに取り組んで参りたいと考えております。

本年度は、第２次境町地域福祉活動計画の実践１年目にあたり、これまでの事業の課題整理を行いながら、計画に掲げた次の基本目標に基づき『みんなで支え合う　豊かな福祉のまちづくり』を目指し、地域福祉の推進と新たな事業を展開します。

１．地域福祉の担い手の育成
- ○ 地域福祉への関心、参加意欲の向上
- ○ 地域福祉を支える人材の発掘・育成

２．共に支え合い、つながり合う地域づくり
- ○ 近所・地域のつながりづくり
- ○ 地域交流の活性化

３．安心して暮らせる地域づくり
- ○ 防犯・防災への情報提供、体制整備
- ○ 地域見守りネットワークづくりの強化

４．社会福祉協議会の基盤強化
- ○ 自主財源の確保・財政健全化の取り組み
- ○ 住民、他団体との関係強化と連携
- ○ 組織力の強化
- ○「地域福祉活動計画」の推進と評価

# 実 施 事 業

## １．法人運営部門

適切な法人運営や事業運営を行うとともに，総合的な企画や各部門間の調整を行い，社会福祉協議会全体の適切な管理（マネジメント）業務を行います。

①理事会・評議員会の運営

②役員研修（視察研修，県社協主催役員研修等）

③社協会員の募集強化（目標額：７，３００，０００円）

④職員の研修，能力開発，人事管理

⑤会館の運営管理

⑥福祉バスの運行・維持管理

⑦広報（社協だより・ホームページ・フェイスブック等）

⑧社会福祉功労者の推薦

## ２．地域福祉活動推進部門

住民参加や協働による福祉活動の支援，福祉のまちづくりや福祉コミュニテイづくりなどを展開し，地域福祉の推進に努めます。

①第２次地域福祉活動計画の推進（平成３０年度～平成３５年度）

②共同募金運動の推進

赤い羽根募金（１０／１～１２／３１）

歳末助け合い募金（１２／１～１２／３１）

歳末助け合い配分金事業

被災地支援義援金（随時）

③ボランティアセンターの機能強化

ボランティア登録台帳の活用

ボランティア保険の加入促進

コーディネート事業（相談，調整，登録，紹介）

広報紙「さかいボランテ」の発行

ボランティア養成研修事業（傾聴・ハンドケア・災害関係講座等）

④児童福祉の推進

児童福祉週間の啓蒙（５／５～５／１１）

児童・生徒対象の福祉体験（車椅子体験・疑似体験等）

ボランティア活動普及事業（協力校として，町内小中学校全校指定）

夏休み子ども福祉チャレンジ教室

⑤高齢者福祉の推進

いきいきクラブ活動支援

健康づくりの推進（ノルディックウォーキング，スクエアステップ等）

シニアスポーツの普及・振興（ゲートボール，ペタンク，グラウンドゴルフ）

老人の日・老人福祉週間の啓蒙（９／１５～９／２１）

シニアカレッジの実施（歴史散策，ハイキング）

その他，高齢者の活動に関する支援

⑥障害者福祉の推進

身体障害者福祉協議会，心身障害児・者父母の会等の活動支援

健常者との交流会の実施（１０月）

その他，障害者の活動に関する支援

⑦母子寡婦・父子福祉の推進

母子寡婦福祉会，若年母子父子会の活動支援

新入学児童お祝いの集いの開催（３月）

その他，母子父子の活動に関する支援

⑧啓発事業

福祉映画会等の開催

国際福祉機器展見学会の実施

⑨サロン事業の普及及び支援

⑩購入支援事業（紙オムツ購入支援，入学準備支援）

⑪災害ボランティア研修の開催

⑫支え合いの仕組みづくりの構築

日常生活での困りごとに対し、住民同士で支え合う活動の推進

⑬生活支援体制整備事業の推進

協議体運営への支援等

⑭地域活動団体への支援

地域福祉の活性化に寄与する活動に取り組んでいる団体への助成

⑮各種福祉団体との協力及び連絡調整

⑯実習生の受け入れ（大学生，専門学校生，高校生等）

３．福祉サービス利用支援部門

サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談，支援活動，情報提供，連絡調整を密にし，福祉サービス利用者の支援に努めます。

①心配ごと相談所運営事業（毎週火曜日）

②子育てサポーター派遣事業

③配食サービス事業（月４回・毎週金曜日）

④生活福祉資金・総合支援資金等の貸付事務事業

⑤日常生活自立支援事業

⑥善意銀行の運営（善意金品の受託及び払出，緊急生活つなぎ資金援助，福祉機器の貸出，フードバンクの活用）

４．在宅福祉サービス部門

介護保険法に基づく指定事業，障害者総合支援法に基づく事業および一般福祉施策による在宅福祉サービスの提供に努めます。

①通所介護事業 ・ 介護保険法に基づく第１号通所事業

②訪問介護事業 ・ 介護保険法に基づく第１号通所事業

③居宅介護支援事業 ・ 介護予防サービス計画の作成

④障害福祉サービス事業

⑤特定相談支援事業

⑥障害者移動支援事業

⑦地域活動支援センター事業

⑧軽度生活援助事業

⑨障害者デイサービス事業

⑩一般乗用旅客自動車運送事業（ケア輸送）